

霧島市条例第42号

令和4年12月26日

霧島市営関平温泉・霧島市営関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

霧島市営関平温泉・霧島市営関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営関平温泉・霧島市営関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第257号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

区分 利用者	入浴料	貸切風呂	
		入浴料	部屋代
おとな	1回につき 320 円	320 円	1室2時間当たり 1,260 円
	回数券 12枚つづり 3,200 円		
	回数券 25枚つづり 6,400 円		
子ども (小学生)	1回につき 150 円	150 円	
	回数券 12枚つづり 1,500 円		
	回数券 25枚つづり 3,000 円		
幼児	無料		

」を

「

区分 利用者	入浴料	貸切風呂	
		入浴料	
おとな	1回につき 380 円	1室1時間当たり 1,500 円	とし、平日の利用については
	回数券 12枚つづり 3,800 円		
	回数券 25枚つづり 7,600 円		

こども (小学生)	1回につき 150 円	1 室 1 時間あたり 1,200 円
	回数券 12 枚つづり 1,500 円	
	回数券 25 枚つづり 3,000 円	
幼児	無料	

」に

改め、同表備考を次のように改める。

備考 貸切風呂の利用は 1 時間単位とし、1 時間を越える場合は、30 分ごとに入浴料に 2 分の 1 を乗じて得た額を追加徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の霧島市営関平温泉・霧島市営関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。